

兵庫医科大学西宮病態モデル研究センター運営小委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、兵庫医科大学病態モデル研究センター規程第9条第2項の規定に基づき、西宮病態モデル研究センター運営小委員会（以下「委員会」という。）に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、西宮病態モデル研究センター（以下「西宮センター」という。）の運営に関する事項について協議し、かつ具体的問題を処理する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 1 西宮病態モデル研究センター長
 - 2 病態モデル研究センター運営委員会規程第3条第1項第4号委員
 - 3 医学部長が指名する教員（准教授以上） 2名
 - 4 西宮病態モデル研究センター利用者会議が選んだ教員 4名
 - 5 西宮センターの実験動物管理者
 - 6 大学事務部研究技術課長
- ② 委員の委嘱は学長が行う。

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第3号及び4号の委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、引き続き4年を超えることはできない。

- ② 前項の委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、西宮病態モデル研究センター長をもって充てる。

(委員会の開催)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- ② 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- ③ 委員会は、委員長が必要と認めた場合に随時開催するものとする。
- ④ 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(事務)

第7条 委員会の事務は、大学事務部において行う。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、大学運営会議の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この内規は、2022年4月1日から施行する。